

当社株式に関する手続きについて

東北電力株式会社

このたびの地震により以下の項目に該当する場合は、株式に関する手続きが必要となりますので、ご連絡をお願い申し上げます。

なお、既にお手続き済の場合は、何卒ご容赦願います。

項 目	お手続き	お手続き方法	
		特別口座へ お預けの場合 (証券会社をご利用していない)	証券会社を ご利用の場合
1 ご住所の変更 (家屋損壊等による 他への転居等)	住所変更	下記【お問い合わせ先】へご連絡ください。 ※お届出印の紛失もございましたら、あわせてお手続きが必要です。 ※転居期間が1年未満の株主さまは、郵便局へ「転居届」をお出しいただければ、お手続きは不要です。	証券会社へお申出ください。 ※株主さまの新しい住所が確認できる本人確認書類（住民票の写し、運転免許証のコピーなど）が必要です。
2 お届出印の紛失	届出印変更	下記【お問い合わせ先】へご連絡ください。 ※実印も紛失された場合は、ご本人であることを確認できる書類（運転免許証、健康保険証のコピーなど）を添付いただくとお手続きが可能となりますので、下記【お問い合わせ先】へご連絡ください。	証券会社へお申出ください。 ※印鑑証明書または顔写真の確認できる運転免許証などの本人確認書類をお取引店にてご本人がご提示いただく必要があります。
3 その他	—	下記【お問い合わせ先】へご連絡ください。	

よくあるお問い合わせとご回答

Q 手元に本人確認書類が残っていません。どうしたらよいですか。

A 公的書類等で代用できるものがあります。詳しくはお取引の証券会社か特別口座の場合は下記【お問い合わせ先】にお問い合わせください。

Q 現状の避難先から今後の転居の予定が立たないので、住所変更ができないのですが。

A 現状では住所変更のお手続きをなされるより、郵便局へ「転居届」または「避難先届」の件で一度ご相談ください。

【お問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

【電話】 0120-232-711（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで

※土・日・祝日を除く

なお、お近くの証券会社の店舗については、以下からも検索できます。

日本証券業協会ホームページ

「わたしの街の証券会社」(<http://www.jsda.or.jp/html/watamachi/>)